

議案第43号

山陽小野田市急患診療所条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市急患診療所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月8日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

山陽小野田市急患診療所条例の一部を改正する条例

山陽小野田市急患診療所条例（平成21年山陽小野田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平日夜間及び休日等において」を削る。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において「平日」とは、月曜日から金曜日までの日をいう。

ただし、次に掲げる日を除く。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 1月2日、1月3日及び12月31日

第4条中「小児科及び」を削る。

第5条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第43号参考資料

山陽小野田市急患診療所条例新旧対照表

改正後	改正前
(設置) 第1条 救急医療を必要とする市民に対し、応急的な診療を行うため、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所を設置する。	(設置) 第1条 平日夜間及び休日等において救急医療を必要とする市民に対し、応急的な診療を行うため、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所を設置する。
<u>(定義)</u> <u>第2条 この条例において「平日」とは、月曜日から金曜日までの日をいう。ただし、次に掲げる日を除く。</u> (1) <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</u> (2) <u>1月2日、1月3日及び12月31日</u>	<u>(定義)</u> <u>第2条 この条例において「平日」とは、月曜日から金曜日までの日をいう。ただし、次項第2号及び第3号に掲げる日を除く。</u> 2 <u>この条例において「休日」とは、次に掲げる日をいう。</u> (1) <u>日曜日</u> <u>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</u> <u>(3) 1月2日、1月3日及び12月31日</u>
(診療科目) 第4条 山陽小野田市急患診療所（以下「急患診療所」という。）の診療科目は、内科とする。	(診療科目) 第4条 山陽小野田市急患診療所（以下「急患診療所」という。）の診療科目は、 <u>小児科及び</u> 内科とする。

(診療日及び診療時間)

第5条

(略)

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めた場合は、急患診療所の全部又は一部を臨時に休診することができる。

(診療日及び診療時間)

第5条 急患診療所における小児科の診療日は休日とし、診療時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めた場合は、急患診療所の全部又は一部を臨時に休診することができる。